

平成31年3月28日

住宅局安心居住推進課

高齢期に備え早めに住まいを改修しましょう！

～「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」を初めて策定～

高齢期を健康で快適に過ごすために、早めに住まいを改修することのメリットや改修の際に配慮すべきポイントを取りまとめたガイドラインを公表します。

1.背景・経緯

- ・高齢者の多くが自宅での生活の継続を望み、退職後の期間も長期化する一方で、その住まいは断熱やバリアフリーが十分でない場合や、広くて維持管理が負担になる場合などがあります。高齢期を迎える前の可能な限り早い段階で、高齢期の住まいや住まい方を選択することが重要であり、中でも自宅の改修は有効な手段です。
- ・このため、国土交通省では、「高齢者の住宅の設計・改修に関するガイドライン検討会」（座長：明治大学理工学部園田眞理子教授）を平成29年12月より計5回開催し、高齢期の生活に適した住まいの改修のあり方について検討を進めてきたところです。
- ・この度、その検討結果を踏まえ、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」として取りまとめました。今後は、地方公共団体や事業者団体と連携し、高齢期に備えた早めの住まいの改修の促進を図ってまいります。

2.ガイドラインの概要

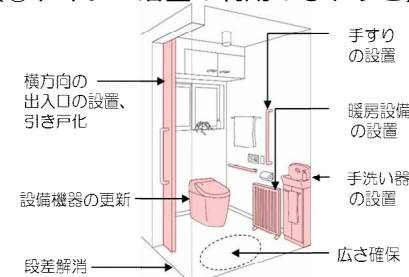
- ・改修を行う際に配慮すべきポイントを8項目に整理
- ・主にプレシニアとアクティブシニアを対象に早めの改修を推奨
- ・プレシニア・アクティブシニアに加え、専門家や事業者、地方公共団体の活用も想定

<ガイドラインの配慮項目>

- ①温熱環境
- ②外出のしやすさ
- ③トイレ・浴室の利用のしやすさ
- ④日常生活空間の合理化
- ⑤主要動線上のバリアフリー
- ⑥設備の導入・更新
- ⑦光・音・匂い・湿度など
- ⑧余剰空間の活用

**【暖かい居室】
①温熱環境**

居室の開口部の断熱化（内窓の設置）

**【使いやすい水回り】
③トイレ・浴室の利用のしやすさ**

別紙1：高齢者の住宅の設計・改修に関するガイドライン検討会（委員名簿）

別紙2：高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン（概要説明資料）

別紙3：高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン（本文）

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 山崎、係長 東條

TEL：03-5253-8111（内線 39857、39855）、03-5253-8952（直通）

FAX：03-5253-8140